

香川県立保健医療大学大学院奨学金返還免除候補者選考規程

平成23年10月5日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学大学院(以下「大学院」という。)における独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の奨学金返還免除候補者(以下、「返還免除候補者」という。)の選考について、独立行政法人日本学生支援機構法に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(返還免除候補者)

第2条 返還免除候補者として機構に推薦することができる者は、大学院において機構から第一種奨学金の貸与を受けており、当該年度中に貸与期間が終了する学生でかつ返還免除を申請する者(以下「申請者」という。)のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者とする。

(候補者の選考等)

第3条 申請者は、所定の期日までに次の各号に掲げる書類を添えて、所属する専攻長に申請しなければならない。

- (1) 業績優秀者返還免除申請書
- (2) 指導教員等の推薦理由
- (3) 業績を証明する書類
- (4) その他必要と認められるもの

2 各専攻長は、前項の申請を受理したときは、第5条に定める選考基準により評価するものとする。

3 各専攻長は、次の各号に掲げる申請書類を添付し、研究科専門委員会を経て学長に推薦する。

- (1) 専攻内推薦理由書
- (2) 推薦順位を付した名簿

4 学長は、提出された前項の書類に基づき、次条に規定する委員会に返還免除候補者の選考を依頼するものとする。

(選考委員会の設置)

第4条 本学に、候補者の選考を行うため、香川県立保健医療大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 前項の委員会は、研究科委員会をもって充てる。

(選考基準)

第5条 選考は、第4条に規定する委員会において、当該学生の大学院における教育研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績(機構が定める奨学規程(平成16年規程第16号)第47条2項に定めるものをいう。)について、別に定める選考基準に基づき、総合的に評価し、返還免除候補者に順位を付すものとする。

(推薦)

第6条 学長は委員会の選考に基づき、返還免除候補者を決定し、機構に推薦するものとする。

(推薦の取り消し)

第7条 学長は、前条による推薦後、業績等に不正の事実等が判明した場合は、委員会の議を経て、

当該推薦を取り消すことができる。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成23年10月5日から施行する。

附則

この規程は、平成24年7月4日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項に規定する専攻長について、平成29年3月31日において保健医療学研究科保健医療学専攻に在学する者のうち、看護学分野に在籍する者にあつては看護学専攻長に、臨床検査学分野に在籍する者にあつては臨床検査学専攻長に、それぞれ読み替えるものとする。

香川県立保健医療大学大学院奨学金返還免除候補者選考規程第5条の規定に基づく選考基準については、この基準の定めるところによる。選考にあたっては、学生の専攻分野に係る教育研究の特性に十分配慮し、特に優れた業績を挙げた者の認定は、大学が定める評価項目に掲げる業績の総合評価点の高い順に行うものとする。

文部科学省令の定める業績種類 (支部機構が定める評価基準)	大学が定める評価項目 (括弧内の数字は点数)	
	(1) 大学院における教育研究活動等に関する業績	(2) 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績
1 学位論文その他の研究論文 (学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること)	①学位論文、研究論文が特に優れ推薦に値する場合(10) ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合(10)	①学会等で受賞した場合 国際(30)、国内(20)、地方(10) ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合(10) ③学会で発表し、高い評価を得た場合(10)
2 特定の課題についての研究の成果「大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条」 (特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること)	①研究成果が特に優れ推薦に値する場合(10) ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合(10)	①学会等で受賞した場合 国際(30)、国内(20)、地方(10) ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合(10) ③学会で発表し、高い評価を得た場合(10)
3 試験及び審査の結果「大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2」 (専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること)		
4 著書、データベースその他の著作物(に掲げるものを除く。) (省令第36条第1号及び第2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること)	①著書、著作物が特に優れ推薦に値する場合(10) ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合(10)	①学会等で受賞した場合 国際(30)、国内(20)、地方(10) ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合(10) ③広く公益性が認められる場合(10)

文部科学省令の定める業績種類 (支部機構が定める評価基準)	大学が定める評価項目 (括弧内の数字は点数)	
	(1) 大学院における教育研究活動等に関する業績	(2) 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績
5 発明 (特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること)	①発見、発明、実用新案として優れ推薦に値する場合 (10) ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合 (10)	①学外機関において発見と認められた場合 (10) ②発明・特許として高い評価と認められる場合 (10) ③実用新案として高い公益性が認められる場合 (10)
6 授業科目の成績 (講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること)	①特に優秀な成績を修めた場合 (10) ②その他修業年限の短縮等特に顕著な業績により推薦に値する場合 (30)	
7 研究又は教育に係る補助業務の実績 (リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること)	①学内での教育研究活動等の補助 (リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等) に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められる場合 (10) ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合 (10)	①教育研究活動への補助業務により、学外での研究成果が高く評価された場合 (10)
8 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績 (教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること)		①専攻分野に関連した特に顕著な業績により推薦に値する場合 (10)
9 スポーツの競技会における成績 (教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること)		①専攻分野に関連した特に顕著な業績により推薦に値する場合 (10)
10 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績 (教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること)		①専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を得た場合 (10) ②専攻分野に関連し広く公益性が認められた場合 (10)